

令和7年1月1日改定

介護老人保健施設八祥苑入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 八祥苑（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになると共に、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護保健施設入所利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1「介護老人保健施設八祥苑（入所）のご案内」及び別紙2「介護老人保健施設八祥苑（入所）のサービス及び利用料金について」の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- (1) 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- (2) 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額45万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
- (2) 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取であること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者のからの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

令和7年1月1日改定

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- (2) 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- (4) 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- (5) 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- (8) 相談時及び入所時に入所期間は3か月から6か月以内であると説明している場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は連帶して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として別紙2「介護老人保健施設八祥苑（入所）のサービス及び利用料金について」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
なお、支払いの方法は金融機関の口座自動引き落としとさせていただきます。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する送付先に対して領収書を送付します。
- 4 利用料金の詳細及びその支払いの方法については、別紙2「介護老人保健施設八祥苑（入所）のサービス及び利用料金について」に明記することとします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、

令和7年1月1日改定

利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することができます。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、または、備えつけの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用

令和7年1月1日改定

者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(賠償請求のなされない場合)

第14条 当施設は事故の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、当施設は損害賠償を免れます。

- (1) 利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が、契約締結時にその心境の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを起因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が、当施設もしくは当施設職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(利用約款に定めない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

平成27年4月1日策定

令和3年8月1日改定

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日改定

令和6年6月1日改定

令和6年8月1日改定

令和7年1月1日改定

介護老人保健施設八祥苑（入所）のご案内

(令和7年1月1日現在)

1 当施設の概要

(1) 当施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 八祥苑
開設年月日	平成 元年10月7日
所在地	八代郡氷川町早尾132番地
電話番号	0965-62-4818
ファックス番号	0965-62-4817
管理者名	伊藤 正
介護保険指定番号	介護老人保健施設(4352980017号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理、看護の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになっていただき、1日でも早くご家庭での生活に戻ることができますように支援することを目的とした施設です。

さらに、ご家庭に復帰される場合には、療養環境の調整などの退所時あるいは退所後の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「介護老人保健施設八祥苑の運営方針」

- 八祥苑施設では利用者様の能力に応じた、自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理・看護の下における介護その他の必要な医療並びに日常生活上の介助を行い、在宅生活への復帰を目指します。
- 八祥苑では利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがあるなどの緊急やむをえない場合以外、利用者様への身体的拘束を行いません。
- 八祥苑では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者・その他保険医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連絡をはかり、利用者様が地域において総合的なサービスを受ける事が出来るよう努めます。
- 八祥苑では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者様が「にこやか」で「個性豊か」に「楽しく」過ごすことが出来るようサービス提供に努めます。
- サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者様またはそのご家族に対し療養上必要な事項について理解しやすいようにご指導またはご説明を行い、利用者様の同意を得て実施致します。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間
医師	1	0	
看護職員	9	1	1
薬剤師	0	3	
介護職員	25	1	3
支援相談員	2	0	
理学療法士	3	0	
作業療法士	2	0	
言語聴覚士	1	0	
管理栄養士	1	0	
介護支援専門員	2	0	

事務職員	3	0	
調理・営繕・その他	5	4	

(令和6年6月1日現在)

(4) 入所定員等

*定員 75名

*療養室

個室 11室 多床室 16室

(5) 関連事業

- ①短期入所療養介護
- ②通所リハビリテーション事業所（定員 40名）
- ③居宅介護支援事業所
- ④訪問看護ステーション
- ⑤訪問リハビリステーション

2 サービス内容

- ①施設サービス計画の立案
 - ②食事
 - ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
 - ④医学的管理・看護
 - ⑤介護（退所時および退所後の支援も行います）
 - ⑥機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
 - ⑦相談援助サービス
 - ⑧理美容サービス
 - ⑨行政手続代行
 - ⑩その他
- * これらのサービスの中には、ご利用の方から基本料金とは別に利用料金をいただく場合もありますので、改めて具体的にご相談ください。

3 他の機関及び施設等との連携

(1)協力医療機関への受診

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいており、ご利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(2)他施設への紹介

ご利用者に対しては、当施設での対応が困難な状態になった場合、或いは専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関をご紹介いたしますので、ご安心ください。

○協力医療機関

- | | |
|-------|-----------------|
| 1) 名称 | 八代北部地域医療センター |
| 住所 | 八代郡氷川町今 151番地1号 |
| 電話 | 0965-53-5111 |
| 2) 名称 | 熊本労災病院 |
| 住所 | 八代市竹原町 1670 |
| 電話 | 0965-33-4151 |
| 3) 名称 | 熊本総合病院 |
| 住所 | 八代市通町 10番10号 |
| 電話 | 0965-32-7111 |

○協力歯科医療機関

- | | |
|----|------------------|
| 名称 | 鏡歯科医院 |
| 住所 | 八代市鏡町両出 1225番地5号 |
| 電話 | 0965-52-5110 |

4 施設利用に当たっての留意事項

- * 面会時間は午前9時から午後5時までになっております。ご面会される方は、受付の面会カードに必ずご記名ください。
- * ご利用者の外出・外泊を希望される時は、事前に職員にご相談ください。無断で外出や外泊または他人を宿泊させてはなりません。
- * 療養室内において飲酒をしないでください。
- * 施設内の禁煙にご協力ください。
- * 設備・備品の利用については、職員にお申し出ください。
- * 所持品・備品等の持ち込みは極力少なくしてください。
- * 金銭・貴重品は自己責任の下、ご利用者本人様で厳重に管理してください。又、当施設では、ご利用者の金銭・貴重品等の管理は致しておりません。
- * 外泊時等の施設外での受診は、必ず施設と相談のうえでないと出来ませんので、ご留意ください。(特に、医療費支払いなどの関係があります。)
- * ペットの持ち込みは他の人にご迷惑がかかりますので禁止しております。

＊＊多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、
以上の事項についてはご協力ください＊＊

5 非常災害対策

- * 防災設備 スプリンクラー、消火栓、消化器及び火災警報装置
- * 防災訓練 年2回実施

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7 緊急時の連絡先

緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。

8 要望および苦情などの相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、如何なるご意見でも、お気軽にご相談ください。

ご要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ速やかに対応いたします。

(電話 0965-62-4818)

その他、当施設玄関の受付に備え付けられた用紙にご記入の上「ご意見箱」に入れて申し出する方法もありますのでご利用ください。

9 その他

何かご不自由なことがありましたら、遠慮なく、当施設の職員にお申しつけください。

介護保健施設八祥苑（入所）のサービス及び利用料金について

(令和7年1月1日現在)

1 介護保険証の確認

ご説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すればご家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。

この計画は、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等のご希望を十分に取り入れ、また、その計画の内容については同意をいただくことになります。尚、利用者・家族様の個別情報を用いることにもご同意下さい。

(1)医療

介護老人保健施設は入院は必要のない程度の要介護の方を対象としていますが医師と看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療と看護を行います。

(2)介護

施設サービス計画に基づいて実施します。

(3)機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためリハビリーション効果を期待したものです。

3 生活サービス

当施設に入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるように、常にご利用者の立場に立って運営しています。

(1)療養室

個室、2人室、4人室

(2)食事

朝食 8時00分～8時30分

昼食 12時00分～12時30分

夕食 17時00分～17時30分

・・ 食事は原則として食堂でおとりいただきます・・

(3)入浴

週に2回入浴して頂きますが、ご利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

(行事などのために入浴日が変則になりますこととご了承下さい。)

(4)理美容

月に2回の理美容サービスを実施しています。

・・理美容サービスは、別途料金をいただきます・・

4 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によってご利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。【】内は【2割／3割】負担の方です。

	従来型個室		多床室	
	i	ii	iii	iv
要介護 1	717 円 【1,434／2,151】 円	788 円 【1,576／2,364】 円	793 円 【1,586／2,379】 円	871 円 【1,742／2,613】 円
要介護 2	763 円 【1,526／2,289】 円	863 円 【1,726／2,589】 円	843 円 【1,686／2,529】 円	947 円 【1,894／2,841】 円
要介護 3	828 円 【1,656／2,484】 円	928 円 【1,856／2,784】 円	908 円 【1,816／2,724】 円	1,014 円 【2,028／3,042】 円
要介護 4	883 円 【1,766／2,649】 円	985 円 【1,970／2,955】 円	961 円 【1,922／2,883】 円	1,072 円 【2,144／3,216】 円
要介護 5	932 円 【1,864／2,796】 円	1,040 円 【2,080／3,120】 円	1,012 円 【2,024／3,036】 円	1,125 円 【2,250／3,375】 円

* 初期加算 (I)	60 【120／180】 円／日
* 初期加算 (II)	30 【60／90】 円／日
* サービス提供体制強化加算 (I)	22 【44／66】 円／日
* 夜勤体制加算 (利用者 20名に対し職員が 1名以上配置)	24 【48／72】 円／日
* 短期集中リハビリテーション加算 (I) (入所日～3ヶ月間)	258 【516／774】 円／回
* 認知症短期集中リハビリテーション加算 (I) (入所日～3ヶ月間)	240 【480／720】 円／回
* 認知症短期集中リハビリテーション加算 (II) (入所日～3か月間)	120 【240／360】 円／回
* リハビリテーションマネジメント計画情報提供加算 (I)	53 【106／159】 円／月
* リハビリテーションマネジメント計画情報加算 (II)	33 【66／99】 円／月
* 外泊時費用 (外泊初日及び最終日以外は上記施設利用料に代えて)	362 【724／1,086】 円／日
* 入所前後訪問指導加算 (I)	450 【900／1,350】 円／回
* 入所前後訪問指導加算 (II)	480 【960／1,440】 円／回
* 経口移行加算	28 【56／84】 円／日
* 療養食加算 (1日に3回を限度)	6 【12／18】 円／回
* 口腔衛生管理加算 (I)	90 【180／270】 円／月
* 口腔衛生管理加算 (II)	110 【220／330】 円／月
* 経口維持加算 (I)	400 【800／1,200】 円／月
* 経口維持加算 (II)	100 【200／300】 円／月
* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51 【102／153】 円／日
* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	51 【102／153】 円／日
* 所定疾患療養費 (I)	239 【478／717】 円／一月に1回7日を限度
* 所定疾患施設療養費 (II)	480 【960／1,440】 円／一月に1回10日を限度
* かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) イ	140 【280／420】 円／1回を限度
* かかりつけ医連携薬剤調整加算 (II)	240 【480／720】 円／1回を限度
* かかりつけ医連携薬剤調整加算 (III)	100 【200／300】 円／1回を限度
* 緊急時治療管理	518 【1,036／1,554】 円／一月に1回3日を限度
* 認知症専門ケア加算 (I)	3 【6／9】 円／日
* 認知症専門ケア加算 (II)	4 【8／12】 円／日
* 認知症チームケア推進加算 (I)	150 【300／450】 円／月
* 認知症チームケア推進加算 (II)	120 【240／360】 円／月
* 認知症ケア加算	76 【152／228】 円／日
* 褥瘡マネジメント加算 (I)	3 【6／9】 円／月
* 褥瘡マネジメント加算 (II)	13 【26／39】 円／月
* 排せつ支援加算 (I)	10 【20／30】 円／月

*科学的介護推進体制加算（I）	40【80／120】／月
*科学的介護推進体制加算（II）	60【120／180】／月
*退所時情報提供加算（I）	500【1,000／1,500】円
*退所時情報提供加算（II）	250【500／750】円
*入退所前連携加算（II）	400【800／1,200】円
*訪問看護指示加算	300【600／900】円
*安全対策体制加算	20【40／60】円／1回を限度
*新興感染症等施設療養費	240【480／720】円／一月に1回5日を限度
*生産性向上推進体制加算（II）	10【20／30】円／月
*介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位×1000分の75

②食費	利用者負担第4段階の方	1,505円／日
	第3段階②の方	1,360円／日
	第3段階①の方	650円／日
	第2段階の方	390円／日
	第1段階の方	300円／日

※施設が提供する食事と異なる内容のものをご希望される場合（例えば主食のご飯やお粥をパンに変えるなど）は別途料金をご請求させていただくことがあります。

③居住費	多床室	利用者負担 第4段階の方	437円／日
		第3～2段階の方	430円／日
		第1段階の方	負担なし
従来型個室	利用者負担	第4段階の方	1,728円／日
		第3段階の方	1,370円／日
		第2～1段階の方	550円／日

(2) その他の利用料

- ①理美容代 実費 1,650円程度
- ②日常生活品費（石鹼、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぶり等）200円／日
- ③教養娯楽費（クラブ及びレクリエーションで使用する材料、ビデオソフト等）100円／日
- ④私物の洗濯代 200円／回
- ⑤電気代（テレビ等の電気機器を個人的に使用する場合） 80円／日
- ⑥健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用） 実費
- ⑦証明書等の文書料（診断書、入所証明書など 3,000円～5,000円）※詳細は職員にお尋ねください。

(3) 支払い方法

- *毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- *お支払方法は、原則として金融機関口座自動引き落としとなります。（毎月26日、土日祝日の場合は、翌営業日となります。）